

施設の概要

（金額、人数等の数値は令和３年度実績）

施 設 名	宇都宮市八幡山墓地		
所 在 地	宇都宮市塙田 5 丁目 5 4 8 番地		
根拠条例等	墓地，埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号） 宇都宮市墓園条例（昭和 3 9 年宇都宮市条例第 1 号） 宇都宮市墓園条例施行規則（平成 3 9 年宇都宮市規則第 4 号）		
設置年月日	明治 3 3 年 1 月		
設置目的・ 業 務 内 容	設置目的	八幡山墓地は，宇都宮市墓園条例（昭和 3 9 年条例第 1 号。以下「墓園条例」という。）に定める施設として，市民の墓地需用に応えるため，墓地供給を行うとともに，利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。	
	業務内容	1 施設の運営に関する業務 （1） 墓地に関する業務 （2） 各種届出の受付業務 （3） 霊園に関する相談業務 2 施設の維持管理に関する業務 （1） 施設の維持管理業務 （2） 清掃に関する業務	
開 館 時 間	—		
休 館 日	—		
現在の指定管理者		宇都宮市南部グループ霊園運営事業体（平石環境システム・五光宇都宮店）	
収 支 概 要 （ 千 円 ）	指定管理料等（市支出総額）		—（聖山公園を参照）
	管理手数料収入		4 9 9 千円
利用者数(のべ人数)		1 2 0 人	
施 設 構 造	—		
敷 地 面 積 （ m ² ）	1 5 3 0 . 5 7 m ²	延 床 面 積 （ m ² ）	—

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	墓 所	—	1, 2 2 4. 5 7
	園 路	—	3 0 6
そ の 他 特 記 事 項	墓地の種類及び造成基数 和式墓地 1 6 7 基		